

政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）
～政治資金監査報告書記載要領～

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

（登録番号 第××××号）

（研修修了年月日 平成×年×月×日）

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、法第 19 条の 13 第 2 項で定めるところにより政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、本政治資金監査報告書の添付資料に記載のとおりである。

3. 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項及び政治資金規正法施行規則第×条の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助

した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(政治資金監査報告書の添付資料) ~監査の結果に問題のない場合~

一. 書面監査

書面監査の結果、支出の状況が確認できないものはなかった。

二. 会計責任者等に対するヒアリング

1. 会計責任者等に対して以下の事項についてヒアリングを行った。

(1) 会計処理方法

(2) 支出項目の区分の分類【P】

2. ヒアリングを行った結果は以下のとおりであった。

支出項目の区分の分類について、会計責任者より、省令で定める分類基準及び「政治資金監査実施要領」の「会計帳簿の記載要領」に照らし誤りはないとの回答があった。【P】

三. 政治資金監査の結果

書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを踏まえ、政治資金監査の結果は以下のとおりであった。

1. 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿、法第 10 条に規定する明細書、法第 11 条第 1 項に規定する領収書等、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び法第 11 条第 2 項に規定する振込明細書が保存されていた。

2. 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

3. 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項(又は法第 17 条第 1 項)に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

4. 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(政治資金監査報告書の添付資料)

～書面監査では支出の状況が確認できなかったものがある場合～

一. 書面監査

書面監査の結果、以下のとおり支出の状況が確認できないものがあった。

- (1) 領収書等を亡失したものがあつた。
- (2) 領収書等又は振込明細書等により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳及び源泉徴収票等の書類が存在しないものがあつた。
- (3) 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものがあつた。
- (4) 領収書等を徴し難かつた支出の明細書について、「領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由を記載しているものがあつた。

二. 会計責任者等に対するヒアリング

1. 会計責任者等に対して以下の事項についてヒアリングを行った。

- (1) 会計処理方法
- (2) 支出項目の区分の分類【P】
- (3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの

2. ヒアリングを行った結果は以下のとおりであつた。

- (1) 支出項目の区分の分類について、会計責任者より、省令で定める分類基準及び「政治資金監査実施要領」の「会計帳簿の記載要領」に照らし誤りはないとの回答があつた。【P】
- (2) 領収書等を亡失したものについて、会計責任者に事情を確認し、領収書等亡失一覧（別添資料）が提出された。
- (3) 領収書等又は振込明細書等により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳及び源泉徴収票等の書類が存在しないものについて、会計責任者より、会計帳簿及び収支報告書に記載のとおり支出したとの回答があつた。
- (4) 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、会計責任者より、当該政治団体あての領収書であるとの回答があつた。
- (5) 「領収書等を徴し難い事情の具体例」以外の事由で領収書等を徴し難かつた支出の明細書に記載しているものについて、会計責任者より、平成×年×月×日の調査研究費 XX,XXX 円の支出について、〇〇国での〇

○に関するシンポジウムへの出席に伴うタクシー代として○○国で支出したものであって、領収書が発行されなかった旨の説明があった。

三. 政治資金監査の結果

書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを踏まえ、政治資金監査の結果は、領収書等を亡失したもの（※）を除き、以下のとおりであった。

1. 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿、法第 10 条に規定する明細書、法第 11 条第 1 項に規定する領収書等、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び法第 11 条第 2 項に規定する振込明細書が保存されていた。
2. 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
3. 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
4. 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

（※）領収書等を亡失したもののほか、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、なお支出の状況が確認できなかったものを記載すること。

(政治資金監査報告書の添付資料)

～書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要がある場合～

一. 書面監査

書面監査の結果、以下のとおり支出の状況の詳細を確認する必要があるものがあつた。

- (1) 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃、固定資産税等）があつた。
- (2) 事務所費に事務所の借料損料（地代、家賃）が記載されていない場合における借料損料があつた。【P】
- (3) 他の政治団体に対する支出があつた。
- (4) 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出があつた。

二. 会計責任者等に対するヒアリング

1. 会計責任者等に対して以下の事項についてヒアリングを行った。

- (1) 会計処理方法
- (2) 支出項目の区分の分類【P】
- (3) 支出の状況の詳細を確認する必要があるもの

2. ヒアリングを行った結果は以下のとおりであつた。

- (1) 支出項目の区分の分類について、会計責任者より、省令で定める分類基準及び「政治資金監査実施要領」の「会計帳簿の記載要領」に照らし誤りはないとの回答があつた。【P】
- (2) 国会議員関係政治団体の事務所を当該国会議員関係政治団体の活動以外にも使用している場合の経常経費（光熱水費、家賃、固定資産税等）について、会計責任者より、使用している面積の割合によりあん分して計上しているとの説明があつた。
- (3) 事務所の借料損料について、会計責任者より、当該国会議員関係政治団体の代表者の関連団体の事務所内に当該国会議員関係政治団体の事務所が置かれ、単なる連絡所として使用しているため、賃料等の支払いはないとの回答があつた。【P】
- (4) 他の政治団体に対する支出について、会計責任者より、当該支出については支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われているとの回答があつた。

(5) 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出について、会計責任者より、公職選挙法に抵触する支出はないとの回答があった。

三. 政治資金監査の結果

書面監査及び会計責任者等に対するヒアリングを踏まえ、政治資金監査の結果は以下のとおりであった。

1. 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿、法第 10 条に規定する明細書、法第 11 条第 1 項に規定する領収書等、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び法第 11 条第 2 項に規定する振込明細書が保存されていた。
2. 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
3. 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
4. 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。